

平成24年度当初予算調製方針

1 当初予算調製にあたっての背景

- (1) 本県では、概ね10年先を見据えて、三重県のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す「みえ県民力ビジョン（仮称）」の策定作業を進めており、平成24年度はそのスタートの年となります。「みえ県民力ビジョン（仮称）」では「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に掲げ、県民みんなが力を合わせて新しい三重を創る「県民力による協創の三重づくり」を進めていくこととしています。
- また、行財政運営を取り巻く状況が一層厳しくなる中、「みえ県民力ビジョン（仮称）」の着実な推進につなげるため、新たな行財政改革として、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」に取り組み、自立した地域経営の実現をめざすこととしています。
- (2) 国においては、平成24年度予算について、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、歳出の大枠約71兆円の範囲内で必要性や効果のより高い政策に重点配分することとしています。
- 一方、地方財政に関しては、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保することとされています。
- (3) 本県の平成24年度の財政見通しは、歳入面では、県税収入や地方交付税といった一般財源収入に多くを期待できない一方で、歳出面では、高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増加や公債費の増加が見込まれています。
- さらに、本年度についても、東日本大震災の影響などから今後、県税収入の大幅な落ち込みが予想される一方で、社会保障関係経費や県立病院改革に伴う経費の追加のほか、台風12号による災害復旧費等の計上などが見込まれるなど、本県の財政状況は、深刻な状況となっています。
- (4) 平成24年度の予算編成にあたっては、このような県財政を取り巻く状況を踏まえ、限られた財源を重点的・効率的に配分していく必要があります。

2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) 「みえ県民力ビジョン（仮称）」では、県民の皆さんのが主体となって新しい三重づくりを進めることとしており、それを実現するための中期計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）」においては、施策・基本事業のほか、行政経営資源を効果的・効率的に投入する「選択・集中プログラム」を設定していきます。
- これらの目標達成に取り組むため、平成24年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン（仮称）」に基づき、「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）」を着実に推進していくことを基本方針として予算編成を行います。
- (2) 「みえ県民力ビジョン（仮称）」の着実な推進につなげるため、現在、取りまとめ中の「三重県行財政改革取組」を踏まえ、徹底した事務事業の見直し、総人件費の抑制等による歳出の見直しや税収確保対策等の歳入の確保など、行財政運営の改革に取り組んでいきます。
- 特に、全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」の成果を踏まえた予算編成を行うこととし、公開仕分けの判定結果についても、原則として平成24年度当初予算に反映させていきます。
- (3) 深刻な財政状況の中、各部局の権限と責任のもとで、これまで以上に徹底した事業の「選択と集中」、スクラップ・アンド・ビルトを推進し、限られた財源で真に優先すべき政策課題に対応するため、いわゆる包括配分制度について、従来の制度を見直し、重点的な取組枠についても新たに対象に加え、政策的な経費全般に拡大するとともに、別枠で、「選択・集中プログラム特別枠」を設定し施策の重点化を図るなど、メリハリのある予算編成を行います。
- (4) 県民に直接サービスを提供する事業の構築にあたっては、事業実施を成果感じる、いわゆる「遂行主義」に陥ることなく、事業の成果が県庁内にとどまらず、県民に届いているのかという視点を明確にするため、具体的で分かりやすい成果目標を設定するとともに、その測定手法を検討するなど、県民が成果を実感できる予算編成に努めます。
- (5) 管理職員等の給与抑制財源を活用して、引き続き、東日本大震災に係る復興支援・防災対策等に取り組みます。また、台風12号の災害復旧等に要する経費にも対応する予算編成を行います。
- (6) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。

平成 24 年度当初予算編成を取り巻く情勢

1 国の動向

(1) 平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について (H23. 9. 20 閣議決定)

① 平成 24 年度予算の概算要求を行うに当たっては、昨年同様、「中期財政フレーム」を前提に、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本とする。

② 地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「中期財政フレーム(平成 24 年度～26 年度)」との整合性に留意しつつ、要求する。

※ 中期財政フレーム (H23. 8. 12 閣議決定)

「地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」(上記期間とは平成 24 年度～平成 26 年度)

(2) 平成 24 年度地方財政收支の仮試算【概算要求時】

2 本県の財政状況

(1) 一般財源収入の推移

(単位：億円)

	H19	H20	H21	H22	H23
地方税	2,736	2,674	2,094	2,022	2,061
地方譲与税	37	34	128	241	260
地方交付税	1,242	1,224	1,292	1,451	1,368
臨時財政対策債	199	242	489	799	633
その他	367	372	382	378	370
計	4,581	4,546	4,385	4,891	4,692

※H19～21 年度は決算額、H22 年度は決算見込額、H23 年度は 6 月補正後予算額。

※その他とは、「地方消費税清算金」「地方特例交付金」「交通安全対策特別交付金」をいう。

(2) 財政調整のための基金残高

22 年度同時期(9 月補正予算後)の残高

26 億円

12 月補正予算等での増額

+ 155 億円

} 181 億円

23 年度当初予算・6 月補正予算取崩額

▲ 177 億円

決算剩余金の積立

+ 30 億円

22 年度決算不用

+ 11 億円

} 6 億円

23 年度 9 月補正予算取崩額

▲ 5 億円

23 年度 9 月補正予算後残高見込み

40 億円

(3) 今後の補正見込み

①財政調整基金残高のマイナス要因

県税収入の減額、社会保障関係経費・県立病院改革に伴う経費の追加、台風12号による災害復旧費等の予算計上など

②財政調整基金残高のプラス要因

平成22年度決算剰余金の計上、地方交付税の増額、歳出不用など

3 平成24年度予算要求基準等について（一般財源ベース）

(1) 歳入の見込

(単位：億円)

歳入項目	H24 見込み	H23 予算 (6月補正後)
県税+地方交付税+臨時財政対策債+地方譲与税等	4,714	4,692
その他		
財政調整基金	40	177
宝くじ収入等	136	136
国からの臨時交付金	—	34
要調整額	150	—
計	5,040	5,039

} 仮試算の「一般財源」に関連する歳入

(2) 平成24年度予算要求基準

(単位：億円)

	H24 要求基準	H23 予算 (6月補正後)
公債費	所要額	1,027
人件費	所要額	1,966
税収関連交付金等	所要額	601
社会保障関係経費	所要額	700
個別検討項目	H23 同額以内	105
繰出金等	所要額	130
施策別財源配分経費 ※制度を見直し、従来の 重点的な取組枠も含め、 対象経費を拡大	配分額 (H23 予算額×75%)	397
選択・集中プログラム特別枠	上記 H23 予算額×20%以内	—
東日本大震災等災害関連枠	所要額	12
大規模臨時の経費	所要額	74
計	5,040 + α	5,039

} 4,294

(注) H23 予算(6月補正後)の計欄には、緊急雇用経済対策、鳥インフルエンザ対策等を含むため合計は一致しない。

- 個別検討項目とは、私学振興補助金、高等学校運営費等、商工会議所等への人件費支援等
- 大規模臨時の経費とは、施設の改築・大規模改修、システム開発など臨時的かつ大規模な経費
- 繰出金等とは、特別会計、企業会計等への繰出金等

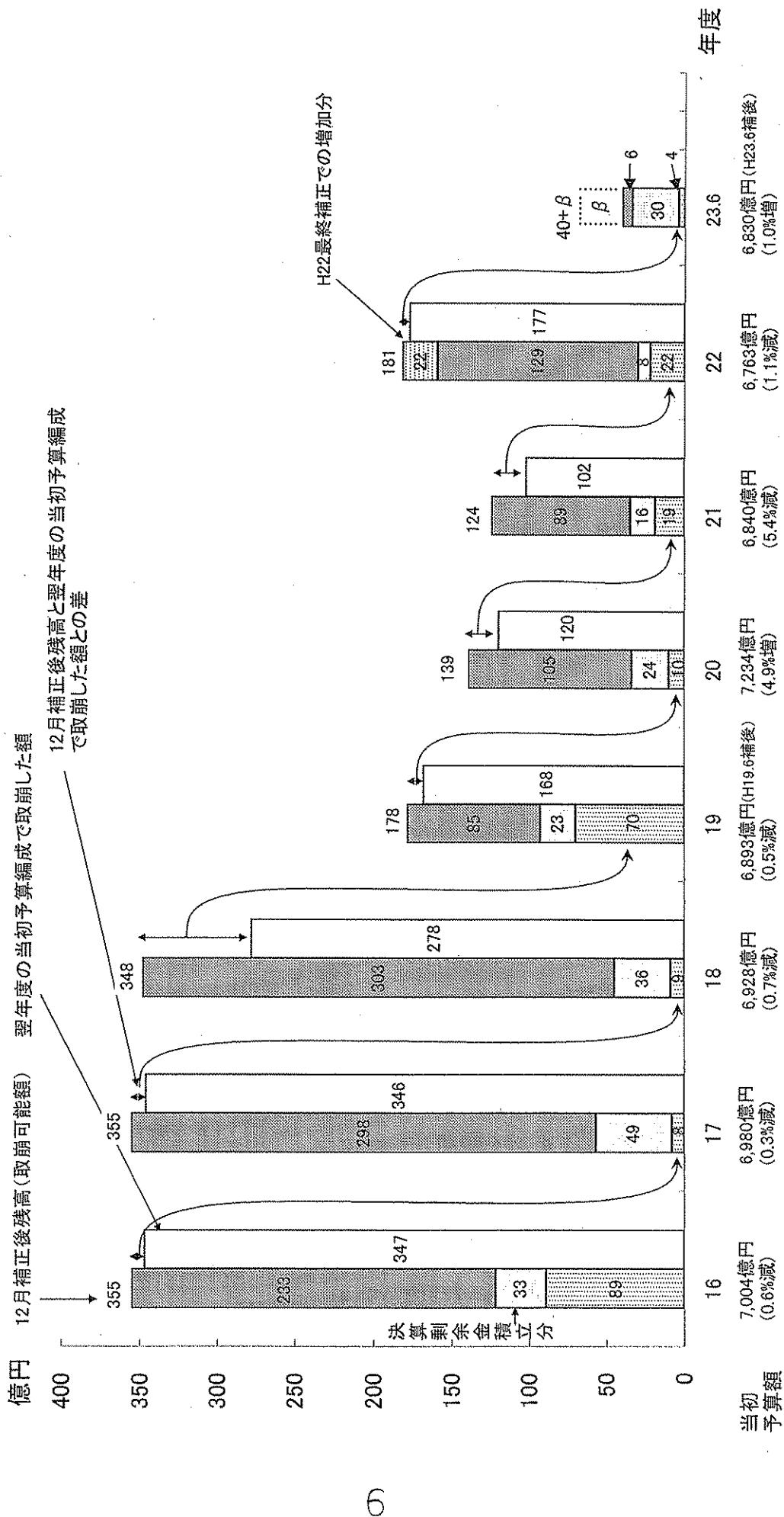
平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区分	23年度		24年度		特記事項
			増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.3	21.1	△ 0.1	△ 0.7	
退職手当以外	19.1	19.0	△ 0.1	△ 0.8	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1	
一般行政経費	30.8	30.9	0.0	0.2	
補助	15.7	15.8	0.0	0.2	
単独	13.9	13.8	△ 0.1	△ 0.4	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.2	1.3	0.1	5.7	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.3	11.0	△ 0.3	△ 2.6	
直轄・補助	5.9	5.8	△ 0.2	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	5.4	5.2	△ 0.1	△ 2.6	概算要求組替え基準を踏まえた減
その他	17.6	17.4	△ 0.2	△ 1.1	
一般歳出計	66.8	66.5	△ 0.4	△ 0.6	
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	
(歳入)					
地方税等	35.6	36.0	0.4	1.2	
地方税	33.4	33.9	0.5	1.5	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日 内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方譲与税	2.2	2.1	△ 0.1	△ 3.2	
地方特例交付金	0.4	0.3	△ 0.1	△ 30.2	
地方交付税	17.4	17.1	△ 0.3	△ 1.6	
国庫支出金	12.2	11.2	△ 1.0	△ 8.0	
地方債	11.5	11.8	0.4	3.1	
うち臨時財政対策債	6.2	6.6	0.5	7.8	
その他	5.5	5.5	0.0	0.0	
「一般財源」	59.5	60.0	0.5	0.9	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	59.3	0.5	0.9	(交付団体ベース)
計	82.5	81.9	△ 0.6	△ 0.7	

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの計数である。
 2 地方財政対策等に關し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「平成24年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

財政調整のための基金における残高と取崩の状況



平成24年度当初予算要求に当たっての基本的事項について

平成24年度当初予算の編成は、「平成24年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

記

第1 基本的事項

(予算の性格)

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

(予算要求基準)

- 2 限られた行政経営資源で最大の効果が得られるよう、包括配分経費の対象を拡大し、各部局の権限と責任のもとで、徹底した事業の「選択と集中」、スクラップ・アンド・ビルトを推進する。

また、「選択・集中プログラム特別枠」を設定し、施策の重点化を図る。

これらを踏まえて、予算要求基準については、以下のとおりとする。

(1) 義務的な経費（人件費、社会保障関係経費、公債費等）については、積算根拠を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積ること。

(2) 施策別財源配分経費（一般分）については、従来の包括配分対象経費に加えて、平成23年度当初予算で重点的な取組枠として予算計上を行った事業（当然減分の金額及び事業見直しによる減額分の金額を控除）も対象とし、各部局へ施策別に、平成23年度6月補正後予算額の75%（一般財源ベース）を配分するので、配分された合計額の範囲内で各施策への配分額を調整したうえ、各事業に割り当てて予算要求すること。

施策別財源配分経費（公共事業）については、公共事業総合推進本部へ公共事業に係る平成23年度6月補正後予算額の75%（一般財源ベース）を配分するので、公共事業総合推進本部から配分された財源を各部において事業毎に割り当てて、予算要求すること。

また、施策別財源配分経費を各事業へ割り当てる際は、いわゆる「薄まき」にすることなく、「選択と集中」により真に必要な事業に適切に割り振ることとすること。

なお、「みえ県民力ビジョン（仮称）」における「選択・集中プログラム」で取り組む事業についても、原則として施策別財源配分経費の範囲内で対応すること。

(3) 「選択・集中プログラム」で取り組む事業のうち、知事が特別に認める事業について予算化するため、「選択・集中プログラム特別枠」を設け、下記により予算要求できるものとする。

非公共事業については、原則として新規性があり、特に注力の必要がある事業について、施策別財源配分経費（一般分）の算定対象となる平成23年度6月補正後予算額の20%（一般財源ベース）の範囲内で要求できるものとする。

公共事業については、特に注力の必要がある事業について、施策別財源配分経費（公共事業）の算定対象となる平成23年度6月補正後予算額の20%（一般財源ベース）の範囲内で要求できるものとする。

なお、積極的に既存事業の見直しに取り組んだ部局については、上記の上限額に努力見直し額の1.5倍を上乗せした金額の範囲内で要求できるものとする。

(4) 管理職員等の給与抑制財源を活用して、引き続き東日本大震災に係る復興支援・防災対策等に取り組みます。また、台風12号の災害復旧等に要する経費にも対応するため、「東日本大震災等災害関連枠」を設け、予算要求できるものとする。

「東日本大震災等災害関連枠」は、必要性・緊急性や後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。

(5) 大規模臨時の経費については、必要性・緊急性などの検証を徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要な経費を適切に見積ること。また、継続中の事業については、経費の節減、事業費の年度間調整などに努めること。

(6) 平成23年度予算の施策別財源配分経費で、12月補正予算までに事業の効率的な執行等により節減を行った額については、その全額を上記(2)施策別財源配分経費に加えることができるものとする。

(成果目標の明確化)

3 予算の要求にあたっては、事業の成果が県庁内にとどまることなく県民に届けられ、県民がその成果を実感できるよう、具体的で分かりやすい成果目標を設定し、達成期間、事業のスケジュール等を明確にするとともに、サンセット方式（終期の設定）の導入に努めること。

(主担当部局との調整)

4 予算の要求にあたっては、あらかじめ各施策や「選択・集中プログラム」の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。

(事務事業の見直し等)

5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。

(1) 平成23年度予算に計上した全ての事務事業を「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から、ゼロベースで見直しを行っている三重県版事業仕分けの成果を踏まえて、予算要求を行うこと。

公開仕分けについては、判定結果を尊重し、原則として予算要求に反映すること。なお、公開仕分けにおける議論の中身を踏まえつつ、市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。

(2) 新規事業の要求にあたっては、新規事務事業シートに基づき、新規事業の必要性や効果、発生するコスト等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、「県が担う領域の判断基準」については、まず、「県民と行政の役割分担」に基づき、行政が担う領域かどうか、さらに「補完性の原理」に照らし、県が担う領域かどうかを明確にすること。

なお、継続事業についても、他の主体で実施できないか検討し、さらには、他の主体で事業が実施できるような制度改正をめざすなど、県の果たす役割及び他の主体との役割分担について検討・見直しを行うこと。

(3) 全ての事業について、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業とを十分見極めながら、必要性、緊急性、効果等の観点から相対評価による優先順位を付することにより、より一層の選択と集中を図っていくこと。

事業選択にあたっては発生主義会計の発想により、当該資産・負債等を含む生涯コストを考慮すること。また、他の代替手段との比較考量もを行うこと。

(4) 監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(5) 投資的経費の重点化、コスト縮減

① 投資の重点化

事業の緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

② 公共工事のコスト縮減

公共工事については、引き続き効率的・効果的な執行に努め、コストの縮減対策に取り組んでいくこと。

(6) I T 関連予算については、業務見直しと投資対効果の検証を十分に行った上で、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるシステムのみ要求すること。

なお、システム化や運用に当たっては、セキュリティに万全を期すこと。

また、新規・既存システムに限らず必要性を徹底的に吟味し、有効性の乏しいシステムは廃止統合を行うこと。

(7) 負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄う

べきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(8) 県有施設の管理運営については、その運営方法等を根本から見直し、費用対効果の観点から、効率的・効果的な運営に努めること。

県有施設の管理運営の効率化を図るために、個々の施設の実情に応じて、指定管理者制度など、より効率的な管理運営方法を検討すること。

(9) 民間等に民営化・外部委託化することにより、住民サービスの向上、行政の簡素・合理化が図られるものについては、「外部委託に係るガイドライン」に基づき、積極的な導入に努めること。

なお、継続して委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

(10) 総人件費の抑制

① 給与費の抑制

事務事業遂行上の人員配置を精査するなど、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、給与費全体について、総合的な観点での対応、見直しを行い、総人件費の抑制を行うこと。

② 総勤務時間縮減のための改善

総勤務時間の縮減を図るために、各部局、各所属で定めた目標の達成に向けて取り組んでいるところであり、引き続き事務事業の仕組み、やり方を点検し抜本的な見直しに努めること。

(国所管法人等への支出について)

6 国の所管法人等に対する支出については、これまでも必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

(新規事業に取り組む際のリスク対応)

7 新規事業については、「三重県危機管理実施手順」に示されている「新しい事業に取り組む際に予想されるリスク検討」に従い、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

(事業に伴う市町負担について)

8 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては政策部市町行財政室の意見を十分聴き取っておくこと。

(国の予算等への対応)

9 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改革の動向について的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

こと。

(後年度負担等の把握)

10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたうえ、要求すること。

(組織機構・定数調整方針との調整)

11 「平成24年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。

また、事業に伴い定数等の部局間調整が必要な場合は、あらかじめ総務部経営総務室と協議すること。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

(公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、外郭団体については、統廃合等の改革を進めるとともに、団体への補助金、委託費等の予算要求にあたっては、「三重県外郭団体改革方針」（平成15年1月策定）に沿って行うこと。また、「三重県行財政改革取組」における外郭団体等の見直しに係る今後の議論に留意すること。

第2 一般会計

1 歳入に関する事項

(1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向等を勘案のうえ、的確な判断により見積もること。

(2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえ、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積もること。

なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。

(3) 地域自主戦略交付金については、交付予定額が判明次第、別途調整するものとするが、継続事業分の要求にあたっては、平成23年度配分額の80%の範囲内で予算要求すること。

- (4) 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、定期的に見直しを行うこと。特に、3年以上改正を行っていないものについては、見直しを行うこと。
- (5) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いを促進すること。
- (6) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。
- (7) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）などの積極的な活用を検討すること。また、行政内部の財源の有効活用や民間や財団が提供している助成金などの外部資金利活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

2 歳出に関する事項

- (1) 普通建設事業については、
 - ① 公共事業については、三重県公共事業総合推進本部の「平成24年度公共事業予算編成方針」に基づいて見積ること。
 - ② 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。
 - ③ 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。
- (2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。
特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることを踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。
なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。
- (3) 県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況も踏まえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。
- (4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。
さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を

含めた適正な受託額を確保すること。

(5) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるので、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

なお、物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為については、平成12年10月30日付け予第247号「「物品リース契約・業務委託等に係る債務負担行為設定指針」について」によること。

第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2一般会計」の考え方を準じて見積ること。

第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。
- 2 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕室の技術的意見を聴取して見積ること。
- 3 情報化システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず経ること。詳細については、別途、政策部情報政策室からの通知「情報システム関連に係る平成24年度当初予算 予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 4 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。

- 5 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。
- 6 新規事業については、防災危機管理部（窓口：危機管理総務室）に事業実施に際してのリスクとその対応について、説明を行うこと。
防災危機管理部は、危機管理の観点から当該新規事業にかかる意見を付して予算調整室へ提出すること。
なお、詳細については、別途、危機管理総務室からの通知「新しい事業に取り組む際に予想されるリスクとその対応について」を参照のこと。
- 7 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとすること。